

## 健康保険被扶養者のご確認をお願いします！

就職・結婚・収入の増加・死亡などで扶養家族でなくなっている方が、そのままになっていませんか？

このような場合は、**扶養削除の手続きが必要**になります。

特に4月は就職等により扶養家族でなくなる方が増加します。

削除の手続きを忘れずお願いします。

### こんなときは扶養削除の届出を

- 被扶養者が就職した
- 被扶養者の収入が年収130万円（月額108,334円）以上に増えた（60歳以上や障害者は年収180万円（月額15万円）以上）
- 被扶養者がパート等の勤め先の健康保険の被保険者となった（平成28年10月から、短時間労働者の社会保険適用が拡大されます（従業員501人以上の事業者が対象）。）
- 被扶養者への仕送りをやめた、または、仕送り額が被扶養者の年収より少なくなった
- 被扶養者が結婚した
- 離婚した
- 被扶養者が死亡した

### 手続き方法

「健康保険被扶養者異動届」に削除する方の保険証を添付して、速やかに（5日以内）事業所担当者に提出してください。

詳しくは、フジクラ健保HPをご確認ください。

⇒ <http://www.fujikurakenpo.or.jp/procedure/family.html>